

答 申 第 1 4 号

平成 2 5 年 8 月 1 日

千葉市長 熊谷俊人様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会
会長 稲垣 総一郎

通信回線による電子計算機の結合について（答申）

平成 2 5 年 7 月 3 日付け 2 5 千保介第 7 5 2 号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

千葉市で管理している指定居宅サービス事業者等に関する個人情報を、千葉県と電子計算機の結合を行い提供することについて

2 諮問に対する意見

千葉市個人情報保護条例（平成 1 7 年千葉市条例第 5 号）第 1 0 条第 3 項の規定に照らし、慎重に審議した結果、千葉市で管理している指定居宅サービス事業者等に関する個人情報を、千葉県と電子計算機の結合を行い提供することは、公益上の必要があると認められる。

なお、提供に当たっては、千葉県及び千葉県国民健康保険団体連合会に対して、個人情報の適正な取扱いがなされるよう求めるなど、個人情報の安全性の確保に努められたい。